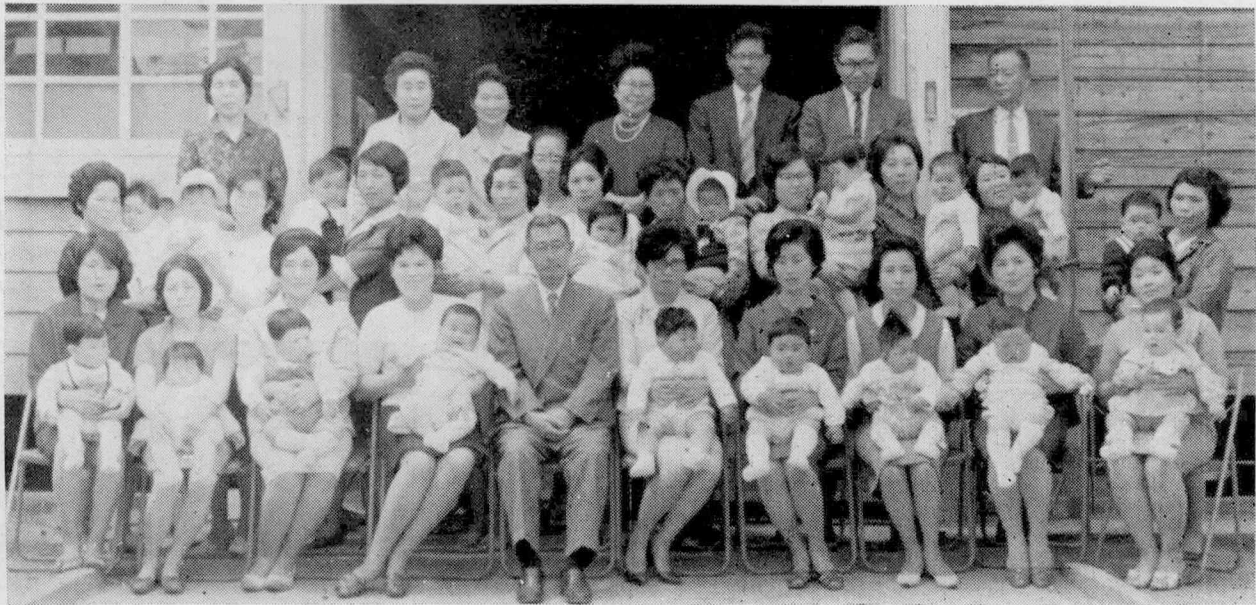




大根占町おおおじね

昭和44年5月25日 No. 193

編集と発行 鹿兒島県肝属郡大根占町役場
総務課 文書広報係
(電話 大根占局1・69・254番)
印刷 逆瀬川印刷所 (電話140番)
町の人口 昭和44年4月1日 現在推計人口
男 5,314人 計 11,437人
女 6,123人
前月より 285人 減



元気なこどもに 育てよう

このほど春の乳児検診が行なわれ、多くの受診児の中から特選児六人、優良児十四人が入賞しましたが、審査員の講評によりまずと例年になくレベルが高く、審査に手間取ったと申されています。

このことは、乳児の発育がよく全体的に体位が向上していることを物語っており、家庭においても育児への意欲が強まり、保健所の指導によってお母さんがたが努力されたたまものにはかなりません。

入賞児の表彰式は、五月五日(子供の日)にありましたが氏名などは次のとおりです

特選児一位 飯屋一成 (昭隆) 神川中
特選児二位 鎌ヶ迫久利 (一夫) 鳥浜
荒武康成 (章) 木場
特選児三位 森田浩美 (逸郎) 栄町
後釜健二 (光徳) 六反田
大脇茂久 (茂夫) 木場
優良児 安田瑞枝 (良次) 山之口
上鶴さとし (三郎) 麓
高崎勇人 (弘) 神一区
長岡昭二 (雄一) 本町
生見寿郎 (亨) 鳥一區
堀之内真紀 (昭穂) 宮脇
栗脇節美 (昭穂) 寺前
上之園豊昭 (豊) 栄町
斜木小百合 (隆義) 本町
野下雅明 (能道) 神新町
坂下奈美 (勝) 鳥浜
田中裕二 (正人) 〃
安水裕治 (義紀) 安水
中俣加津江 (タエ子) 厚ヶ瀬
郡内保健所審査参加乳児
飯屋一成・鎌ヶ迫久利・森田浩美

注、特選児中三人が郡の審査に出場します。

予算の補正七四二万円

予算総額三億二・一五七万円に

本年第二回の町議会臨時会が四月二十二日招集され、条例改正三件と一般会計補正予算(第一号)を承認して、同日閉会しました。

以下そのあらましをお知らせします。

※大根占町税条例の一部改正について

課税限度二十八万円が三十万円に、特別徴収で十回の分割徴収が十二回に改正されたほか、一部用語や字句の訂正をした。

※大根占町国民健康保険税率例の一部改正について

減額世帯の一人当り軽減所得額四万五千円が五万円に引き上げられた。

※大根占町都市計画審議会条例の一部改正について

町長が委嘱する審議会の委員中、学識経験のある者五人以内を八人以内に変更した。

※大根占町一般会計補正予算(第一号)

都市計画に関するもの、学校の教材備品・電話架設に関するもの、給食用パン輸送車購入(対寄付採納)などの経費にあてることが主なもの

四十四年度事業から

(前号二ページの続き)

上水道事業特別会計

昭和四十一年度開設した上水道工事は四十三年度で完了し、いよいよ四十四年度から平常の水道の運営が行なわれるわけですが、投資に比べて加入利用が低く今後は正常な運営を行なうため「加入促進月間」を設定して努めて利用促進を図ってまいりたいと存じます。

現在の加入状況は、大根占地区七百十六戸、神川地区百六十三戸、計八百七十九戸程度であり、年度内に九百戸に達する見込みであります。特に神川までの敷設経費など

太陽の子の ように

子どもの体位向上を

南国の太陽のように元気な子を育てよう！

太陽の子運動は四十七年の鹿兒島国体開連事業のひとつであり、子どもの体位をはじめ

妊産婦死亡率、心身障害児の出生率など、全国的に悪い方のトップクラスにある現状を打開するため、県・市町村・民間の力を結集して、今までのバラバラ行政を一本化し、行政機関以外の協力を得て、

婚前教育から幼児教育までを総合的な県民運動として進めるわけです。

事業は出産・育児・母子保健幼児教育が四つの柱となり、そのあらましは次のとおり

▽出産対策

結婚前の人を対象に無料レントゲン・血液検査のほか、結婚教室を開き、丈夫な子をうむための生理・保健・栄養改善教育など、妊産婦を対象に検診・栄養改善指導の強化

▽育児対策

保健婦による新生児訪問指導・乳児検診の強化、三歳児の精密検診・精神発達検査、未熟児の養育医療給付、身障児の医療給付など。

▽母子保健対策

小学校入学前の子を対象に健康診断・訪問指導をする一方、現在十一町にある母子健康センターを増設、強化する

▽幼児教育

幼児教育を指導する講師団を編成、各地に派遣する。

幼稚園・保育園の増設、強化

交通安全 みんなの願い



3、道路のパトロール
交通安全施設の点検、道路標識、危険箇所、街路照明、物件放置、無許可道路使用
五月十五日(木)に交通安全町民会議、同協力員、同協会の構成で町道を中心に実施しました。
4、飲酒運転の追放
広報車、町報、婦人学級などを利用し各家庭に啓発する

町では、春の全国交通安全運動にさきがけて、五月二日に交通安全町民会議の集りを願って、運動期間中の実施要項を次のとおり定め、ただいま強力に推進しております。
△期 間 (十日間)
五月十一日から五月二十日
△実施事項
1、街頭指導
朝・夕二回、二人一組で正しい横断と右側通行、幼児のひとり歩きを指導する
2、街頭診断
ヘルメットの着用、自転車の反射テープ(スコッチライト)の使用点検を交通安全協力員により実施する。

単車を運転するときはヘルメットを!!

大根占町交通安全町民会議

交通安全協力員 三人を委嘱

昭和四十三年から、県の交通安全対策の一つとして、交通安全協力員制度が発足し、三十八グループ、百十四人が三十七市町村に配置されました。引き続き四十四年度は、大根占町を含む二十二市町村に二十二グループ、六十六人の増置が決まりました。
本町からは、山下辰二(寺前)、上川路照雄(栄町)、隠塚芳丸(神川中)の三氏が委嘱されましたが、その任務は
◎県市町村の行なう交通安全活動の協力援助にすること
◎部落会、職域団体および学校などで行なう交通安全活動の協力援助にすること
◎交通安全指導および悪質違反者の通報にすること
◎その他の目的達成に必要な事項。となっています。



七月十五日は農業委員選挙です

選挙管理委員会から

任期満了に伴う農業委員会委員の選挙が、きたる七月十五日に町内四箇所の投票所で行なわれます。
◎選挙権及び被選挙権を有する者は
1、十アール以上の農地につき、耕作の業務を営む者
2、1に掲げる者の同居の親族または、その配偶者であつて、年間おおむね六十日以上耕作の業務に従事していると農業委員会が認める者
3、十アール以上の農地につき、耕作の業務を営む農業生産法人の組合員または、社員
であつて、年間おおむね六十日以上耕作の業務に従事している者
◎選挙期日の告示
立候補受付開始
不在者投票開始
選挙運動開始
立候補締切日
七月十四日 不在者投票終期
七月十五日 投票日
投票所は、町内に四箇所(校区別)設けます。
第一投票所 役場会議室
第二投票所 池田小学校
第三投票所 神川小学校
第四投票所 宿利原小学校

戸籍・国籍 (帰化) の相談は

鹿児島県地方事務局では、皆さんの戸籍や国籍(帰化)のことについてご相談に応じています。
出生・婚姻・養子縁組など生涯を通じて皆さんの戸籍のことでお尋ねになりたい方やお困りの方、戸籍の届出をされたい方、あるいは戸籍の訂正をしてもらいたいような方または自分の国籍について疑問を持たれる方々のために、左記の場所にご相談を設け、いつでも(土・日曜を除き)無料で相談に応じております。お手許にある関係戸籍簿本類を持参されてご遠慮なく気軽にご利用ください。
鹿児島県地方事務局鹿児島支局
鹿児島市打馬一ノ四ノ二二
☎八九三(県立病院前)
電話 ③ 三三〇三

軽自動車などの 申告をもらなく

軽自動車などを取得したとき、または所有しており次のような変更がありましたら、早めに役場の税務課に届け出て下さい。
一、車重(百二十五CCまで)及び耕耘機を取得したら税務課に届け出て標識の交付を受け、自動二輪及び軽四輪車を取得、または、そう失したらまず役場に届け出てその後陸運事務所で登記などの手続きをしてください。
二、現在所有しているかたで転出される場合は、車重について、
四、廃車する場合は標識を返納し、個人売買をしたら必ず名義変更をしてください。
いはば標識を税務課に返納し転出先で早めに標識を受領して取り付けてください。
転出される場合、自動二輪及び軽四輪車については、月割で税金の払い戻しをします。ので、印鑑を持参して払い戻しを受けてから転出して下さい。
三、転入されて未届けのかたは、早めに税務課へ届け出て下さい。

河川愛護運動

「ながし」も近くなりました

梅雨を目前にして、十一年度の河川愛護運動が展開されることになりました。
本年度は、五月十日から六月九日までを河川愛護月間に定めて、地域住民の理解と協力を求めています。
△目標
◎住民の河川に対する認識を高める
◎河川愛護作業実施による水害の予防
◎協力体制の確立
△河川愛護作業の実施
河川愛護作業は、この運動の中心行事であり、関係住民の自発的な参加で行なわれる。
梅雨を目前にして、十一年度の河川愛護運動が展開されることになりました。
本年度は、五月十日から六月九日までを河川愛護月間に定めて、地域住民の理解と協力を求めています。
△目標
◎住民の河川に対する認識を高める
◎河川愛護作業実施による水害の予防
◎協力体制の確立
△河川愛護作業の実施
河川愛護作業は、この運動の中心行事であり、関係住民の自発的な参加で行なわれる。
梅雨を目前にして、十一年度の河川愛護運動が展開されることになりました。
本年度は、五月十日から六月九日までを河川愛護月間に定めて、地域住民の理解と協力を求めています。
△目標
◎住民の河川に対する認識を高める
◎河川愛護作業実施による水害の予防
◎協力体制の確立
△河川愛護作業の実施
河川愛護作業は、この運動の中心行事であり、関係住民の自発的な参加で行なわれる。

今年、新しく恩給や公的年金などを受けられた人もそのことを届け出てください。

そうして、すっきりした気持ちで、福祉年金を受けるようにしましょう。

受付日程につきましては、後日部落長を通じて連絡します。

◎四十三年度は、皆さん方の御協力での表のような、りっぱな成績をおさめました。

	検認対象月数	検認実施月数	検 認 率		検認対象月数	検認実施月数	検 認 率
釐 下	1,812	1,812	100	皆 倉	1,680	1,680	100
弓 場	540	540	100	神 川 中 原	624	624	100
鳥 井 戸 一 区	648	648	100	桜 原	888	888	100
〃 二 区	420	420	100	松 山	240	240	100
〃 三 区	540	540	100	毛 下	384	384	100
木 橋 場	636	636	100	笹 原	1,200	1,200	100
大 橋 上	384	384	100	半 下 石	1,428	1,428	100
〃 下	648	648	100	川 南	1,260	1,260	100
木 原	888	888	100	川 北	924	924	100
寺 前	588	588	100	白 井	300	300	100
山 之 口	840	840	100	安 水	372	372	100
中 西	36	36	100	壹 崎	541	541	100
山 添	181	180	100	大 久 保	612	612	100
神 之 浜 一 区	984	984	100	馬 場 中 原	180	163	93.3
〃 二 区	936	936	100	段	228	228	100
本 町	1,116	1,098	98.4	中 野	420	420	100
京 町	960	960	100	笑 喜 上	300	300	100
栄 町	864	864	100	〃 下	84	84	100
旭 町	912	912	100	大 尾	276	276	100
塩 屋 一 区	876	831	94.9	落 河	636	636	100
〃 二 区	828	828	100	才 原	456	456	100
城 ヶ 崎	276	276	100	宿 利 原	852	852	100
瀬 戸 山 1	588	588	100	牧 原	348	348	100
〃 2	480	480	100	協 和	192	192	100
六 反 田	792	792	100	岩 元	324	324	100
中 園	684	684	100	命 苦	312	312	100
宮 脇	672	672	100	厚 ヶ 瀬	744	744	100
上 之 宇 都	816	816	100				
鳥 浜	1,944	1,898	97.6				
神 川 城	432	432	100				
〃 上	1,452	1,452	100				
〃 中	1,356	1,356	100				
〃 新 町	756	756	100	計	41,689	41,568	99.7

取り扱いは次のように
新しいダイヤル電話機の取り

社会保険庁長官賞受賞（県内二町・一村のうち）

もありますので、購入前に必ず局へ問い合せてください。

もありますので、購入前に必ず局へ問い合せてください。

住宅資金を

受付けています

住宅を建設または、改良するための資金について、ことしの貸付方針が県から示されたのでお知らせします。

(詳しくは役場建設課まで)

※農山漁村住宅建設資金

一、貸付け対象者

農業従事者(五十アール以上田畑を耕作)または、林業か漁業従事者(その収入が五割以上)で次の各号に全部該当するもの

1、自分で居住する住宅を必要とする

2、貸付けを受けたいと住宅の建設や購入ができない

3、自己資金の調達ができる

4、貸付金の償還ができる

5、確実な保証人がある

6、建設後同居世帯員がいる

二、対象となる建物

専用・併用住宅とも構造は木造、組立木造、不燃組立木造、簡易耐火構造、耐火構造

一戸当り床面積 三十一百二十平方メートル、ただし併用住宅は非住宅部分が以下

三、貸付金の限度

建設費の木造は八割、その他は八割五分、対象面積ごとの制限額があります。

四、申込み

1、受付期間

五月一日～八月三十日

2、場所 町内受託金融機関

※一般個人住宅建設資金

一、貸付け対象者

前資金一、の1/6に準ず

二、対象となる建物

前資金二、に準ずる

三、貸付金の限度

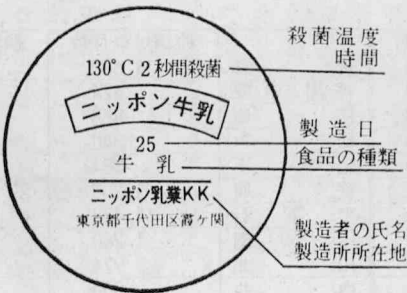
前資金に準ずる、ただし対

牛乳の標示が

変わります

これまで、牛乳、加工乳のキヤップ(びんのふた)には販売曜日が標示されていましたが、厚生省令の改正で四月一日から製造日を標示するようになります。

牛乳は、工場で製造してから販売店に運ばれ皆さんの家庭に届けられるので、配達されるのは製造日の三日か四日あとになります。この間は衛生的にきびしく管理されて、製造技術も非常に進歩していますので、従来と変わらず品質は新鮮そのものです。新鮮な牛乳を味わうためには配達されたらできるだけ早く飲むようにしたいものです。もし、すぐ飲まないときは、冷蔵庫(C10度以下)に入れて保存すると相当日時安心です。



毎月第三日曜日は「家庭の日」です。レジャーばかりでなく、清掃の日でもあります。家族または、部落こそってきれいな町づくりに努めましょう。

戸籍に関する情報は
ホームページ上では
掲載していません

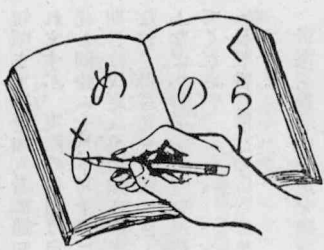
上水道の水を飲みましょう

大根占町の水道が給水を始めてからちょうど一年になります。四月現在の取付け戸数は九百二十六戸、そのうち百九十八戸が使用を中止されており、その割合は五世帯に一世帯弱にあたります。神川校区の給水も五月から開始される運びのようです。現在百九十八戸の閉栓者の中には、当初から使用しなくてもよいという条件付きで加入された向きもありますが、中には冬は水が冷い、あるいはカルキが臭いなどの理由から途中閉栓されたかたも多いようです。

料金徴収は現在部落長がしておりますが、需要者が千戸を越えたら別に集金入制度も考慮していただけるのではないのでしょうか。

またホーム水道(電気ポンプ)の命数は、平均して七八年ぐらいのようです。水道料金が最大の財源になることは御承知のとおりです。新設希望のかたも、閉栓のかたも、水はぬくくなりましただけで、カルキは全然臭いません。一日も早くとびらを開いてください。町民全部が同じ水源の水を飲みたいものです。

(町内の一部落長より)



こんにちは保健所です「太陽の子運動」のリーフレット配布について。

桜は葉桜、こいのぼりが空を泳ぎ、矢車が風を切って初夏の光景が広がっています。子供が元気に育つようにこいのぼりに託された昔ながらの情感が今年から「太陽の子運動」として県民こそって推進することになりました。

元気な子供を産んで元気に育てようということですが、元気な子供を育てるためには食生活が大切です。

では、栄養のいい食生活とは何でしょう。「魚や肉を毎日食べる」ということではありませんが、お金で買った物がごちそうではありません。

ごちそうは心をこめた食事であり、栄養のいい食生活とはいろんなものを毎食うまくとり合わせて食べるということです。

どんなものを食べた方がいいか。県では各家庭に色刷りのリーフレットを配ることにしました。もう届いたところもあると思います。

各部落ごとにリーフレットの使い方について説明いたしますが、出席もとりますので一戸の欠席もないようにしてください。手に入りやすい食品も多いと思いますが各家庭が必要なのを考え、リーフレットの説明に合うように食生活をかえていくように努力しましょう。

リーフレットはきれいな色刷りです。いつも見やすいところに貼って、料理を作るときに、皿を洗いやがら、きょうの食事はこれでよかったか、考えてみましょう。

しょうぶ湯にはいいながら矢車の風切る音を聞きながらリーフレットの食生活と合っていたか、考えてみましょう。